

一般廃棄物収集運搬業許可申請等に
関する手引

城 陽 市

目 次

I	一般廃棄物処理業の許可の概要	1
(1)	一般廃棄物とは	1
(2)	許可の種類	1
(3)	許可手続の区分	1
(4)	一般廃棄物収集運搬業の許可基準	1
II	一般廃棄物収集運搬業の許可申請	6
(1)	許可申請の流れ	6
(2)	提出部数等	8
(3)	許可期間	8
(4)	申請手数料	8
(5)	許可（更新）申請書及び必要な添付書類	9
III	一般廃棄物処理業の許可後の措置	13
(1)	許可証の取扱い	13
(2)	許可の取消し等	13
(3)	事業の範囲の変更の許可	14
(4)	事業の範囲の変更の許可申請に必要な添付書類	15
(5)	変更届	16
(6)	廃止届等	17
(7)	許可証の再交付申請	17
(8)	帳簿の記載及び保管	17
(9)	実績報告書の提出	19
(10)	欠格要件に係る届出	19
IV	一般廃棄物収集運搬業を行う上での基準等	20
(1)	一般廃棄物の収集運搬の基準	20
(2)	一般廃棄物の積替えの基準	20
(3)	一般廃棄物の保管の基準	21
(4)	一般廃棄物処理手数料	21

【凡例】

- 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 政令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 省令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 条例：城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- 規則：城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

I 一般廃棄物処理業の許可の概要

(1) 一般廃棄物とは

廃棄物とは、日常の生活上で不要になった物であり、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令第2条で定める廃棄物であり、「一般廃棄物」とは産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

(2) 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可は、次の2種類であり、それぞれについて許可が必要となります。

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可（法第7条第1項）
- ② 一般廃棄物処分業許可（法第7条第6項）

※ 一般廃棄物収集運搬業許可については、次のように分類されます。

- 収集運搬（積替え・保管を除く。）
- 収集運搬（積替え・保管を含む。）
- 運搬（積卸しに限る。）

(3) 許可手続の区分

① 新規許可

新たに収集運搬業又は処分業を始める場合のほか、個人から法人に組織を変更した場合や、吸収合併等によりある法人から別の法人に業務を承継する場合などが該当します。

② 更新許可

許可を取得した者は、定められた許可期間の満了時に更新許可を受けなければ、その許可は効力を失います。許可期間は2年間となります。

③ 事業の範囲の変更許可

許可を取得した者が、事業の範囲を変更する場合が該当します。

(4) 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

一般廃棄物収集運搬業の許可は、次の許可基準に適合することが条件となります。

許可申請に際しましては、これらの基準（市が判断するものを除く。）をあらかじめ満足しておく必要があります。

① 法の規定に基づく基準

★ 法第7条第5項及び第10項に基づく基準

- 城陽市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- その申請の内容が城陽市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 申請者が欠格要件に該当しないこと。
- その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行なうに足りるものとして省令第2条の2で定める基準に適合するものであること。

② 規則の規定に基づく基準

- 許可を受けようとする者が自ら当該事業を実施するものであること。
- 法第7条第1項の許可又は第2項に規定する当該許可の更新に当たっては、許可を受けようとする者が運搬する一般廃棄物（城南衛生管理組合（以下「組合」という。）で処分する一般廃棄物に限る。）が自己搬入廃棄物取扱規則（平成7年城南衛生管理組合規則第3号）第5条に規定する受入基準に適合する一般廃棄物であること。ただし、組合以外に一般廃棄物を運搬するときは、許可の申請をする前に市長と協議を行うこと。
- 許可を受けようとする者が収集、運搬をする一般廃棄物が、組合の構成市町内で発生する一般廃棄物であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 災害等の理由により、一般廃棄物の収集、運搬の必要が生じた際にできる限り城陽市に協力できること。
- 法第7条第2項又は第7項に規定する許可の更新に当たっては、当該許可に係る事業の実績を有すること。
- 前項目に該当しないことを理由とする更新拒否処分を受けた者にあつては、当該更新拒否処分を受けた日から2年を経過していること。ただし、市長が収集、運搬を業として行おうとする者と認める場合は、この限りでない。
- その他市長が許可する上で必要と認める要件を満たすこと。

法及び省令の詳細

一般廃棄物収集運搬業の許可基準等

	内 容	根 拠
許 可 基 準	1 城陽市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第5項第1号
	2 その申請の内容が城陽市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第5項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。 (1) 施設に係る基準 ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 イ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 ア 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	法第7条第5項第3号 省令第2条の2第1号 省令第2条の2第2号
欠 格 条 項	4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) 法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行	法第7条第5項第4号

	<p>を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(5) 法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>(6) 法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>(7) (6)に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(6)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除</p>	
--	--	--

<p>く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>(8) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由があるもの</p> <p>(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)が(1)から(8)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(10) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(11) 個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの</p>	
---	--

* 1 「環境省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である。(省令第2条の2の2)

* 2 「禁固以上の刑」とは、死刑、懲役、禁固をいう。

* 3 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、施行令第4条の6に定める以下のもの。

- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第百38号)
- 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)

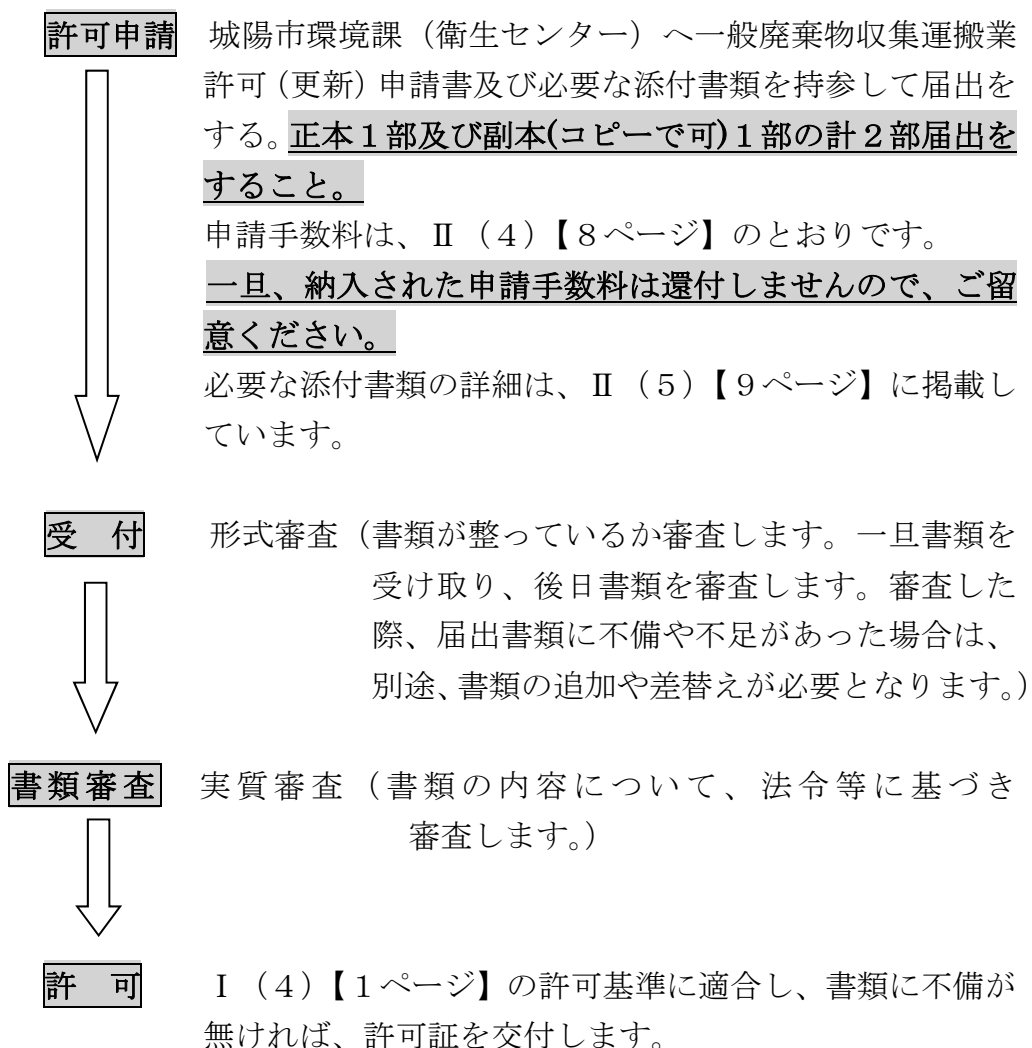
* 4 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。(政令第4条の7)

- ・ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・ 前に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Ⅱ 一般廃棄物収集運搬業の許可申請

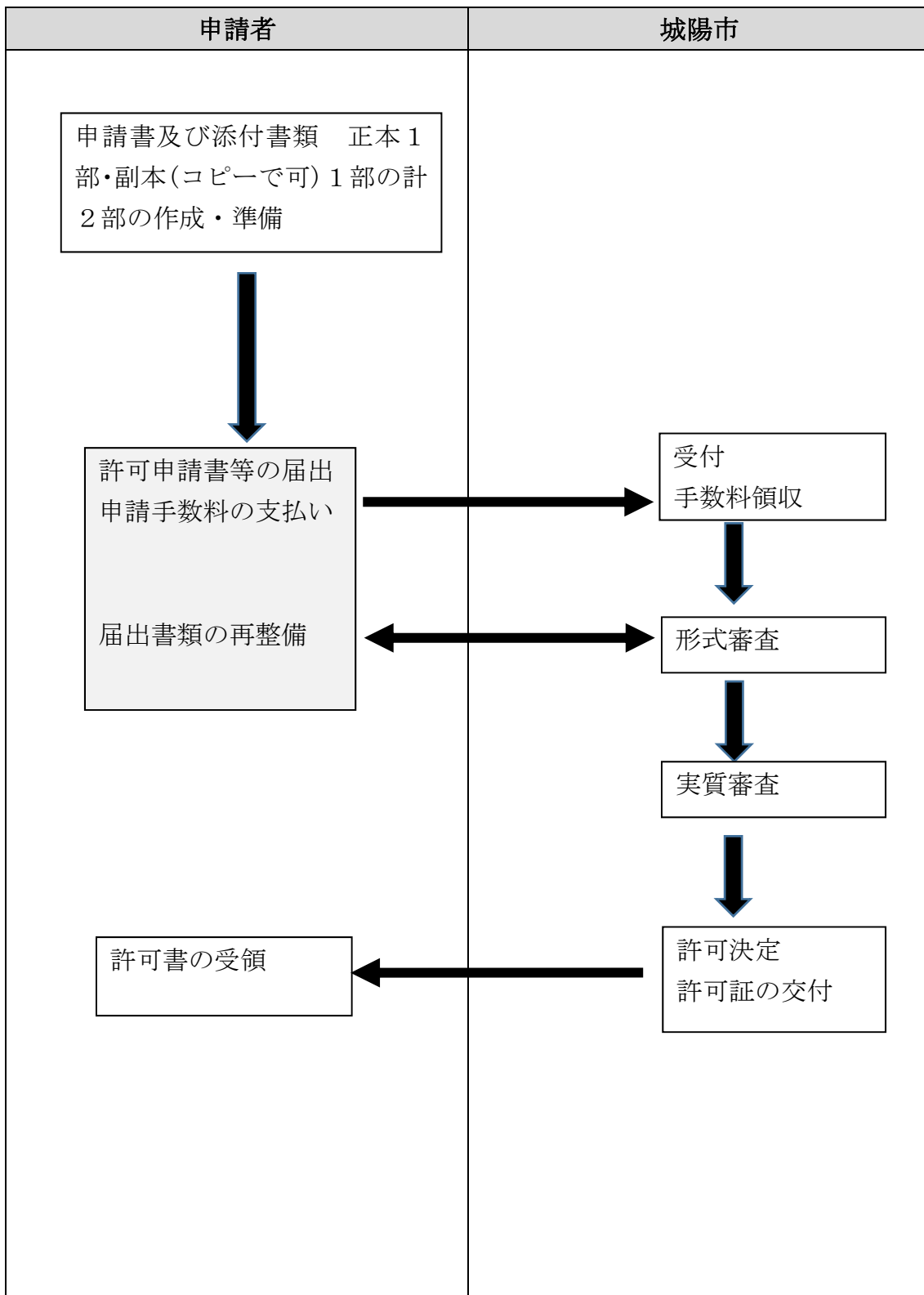
(1) 許可申請の流れ

① 新規申請の場合



② 更新申請の場合

- 一連の流れは、新規申請の場合と同じです。
- 事前連絡は、特別な事由がなければ必要ありません。
- 許可の更新の通知は市からしませんので、許可の更新申請は、許可期限のおおむね3箇月前から1箇月前までにしてください。この間に申請がない場合は、更新が遅れることがあります。許可期限を超えた場合は、新規の申請となりますので、ご注意ください。正本及び副本(コピーで可)の一部ずつ届出をすること。
- 許可期限満了の許可証については、速やかに返還してください。



(2) 提出部数等

正本1部・副本(コピーで可)1部の計2部

なお、副本は、審査結果の交付時に送付します。

追加書類の提出が必要となった場合も、必ず、正副2部届出をしてください。

内容について、お問い合わせをする場合がありますので、申請書の「控え」を別途備えておいてください。

(3) 許可期間

2年間

(4) 申請手数料

次表に掲げる手数料が必要です。

区 分	手数料
法第7条第1項の規定による許可の申請に対する審査(許可申請)	1件当たり5,000円
法第7条第2項の規定による許可の更新の申請に対する審査(許可の更新申請)	1件当たり500円
法第7条第6項の規定による許可の申請に対する審査(許可申請)	1件当たり5,000円
法第7条第7項の許可の規定による更新の申請に対する審査(許可の更新申請)	1件当たり500円
法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査(変更の許可)	1件当たり500円
許可証の再交付の申請に対する審査(再交付)	1件当たり3,000円

(5) 許可（更新）申請書及び必要な添付書類

書 類 名	チェック欄
○ 一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書	
1 事業計画の概要を記載した書類	
2 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図及び当該施設の付近の見取図並びに積替え又は保管施設の概要及び写真	
3 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに法人の場合は、前年の決算書の写し又は個人の場合は、資産に関する調書	
4 申請者が法人である場合は、定款（原本証明をしたもの）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
5 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（本籍が記載されたもの）及び履歴書	
6 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない旨を記載した書類	
7 役員名簿及び政令で定める使用人名簿	
8 使用車両一覧、写真及び自動車検査証の写し並びに運搬容器の一覧及び写真	
9 他の行政機関での廃棄物処理業許可取得等状況一覧（許可証等の写しの添付要）	
10 同意書	
11 許可期間内の実績報告書	
12 その他市長が必要とする書類	

◎ 許可申請に必要な添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 様式を参照してください。
 - 城陽市の「ごみ処理基本計画」(市のホームページに掲載)の内容を踏まえ、現状の内容及び今後の計画を記入して下さい。

- 2 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図及び当該施設の付近の見取図並びに積替え又は保管施設の概要及び写真
 - 様式を参照してください。
 - 事務所は、申請書の住所と同じ場所を記入してください。
 - 事業場は、事務所以外の車庫、営業所、積替え又は保管施設や倉庫等を記入してください。
 - 積替え又は保管施設があり、積替え・保管を含む許可申請をする場合は、その概要を記入し、写真(表示板及び施設)を添付してください。
 - 図面については、平面図を添付してください。

- 3 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに法人の場合は、前年の決算書の写し又は個人の場合は、資産に関する調書
 - 様式を参照してください。
 - 法人の場合は、決算書の写し(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び個別注記表)も添付してください。
 - 個人の場合は、決算書の写しの代わりに様式(資産に関する調書)を参照してください。

- 4 申請者が法人である場合は、定款(原本証明をしたもの)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - 余白等に「この写しは、原本と相違ないことを証明します。」という旨を記載し、日付、法人名、代表者の氏名及び押印し、原本証明をしてください。
 - 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書・申請日前3箇月以内のもの)を添付してください。

- 5 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(本籍が記載されたも

の) 及び履歴書

- 申請日前3箇月以内のものを添付してください。
 - 履歴書は、様式を参照してください。
- 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 様式を参照してください。
- 7 役員及び政令で定める使用人名簿
- 様式を参照してください。
 - 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者です。
 - ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- 8 使用車両一覧、写真及び自動車検査証の写し並びに運搬容器の一覧及び写真
- 様式を参照してください。
 - 収集運搬業に使用する車両を全て記載してください。
 - 使用車両の正面、側面の写真を添付してください。（使用車両一覧表番号順に1台ごとに作成すること。）
 - 運搬容器を使用する場合に一覧表及び写真を届出してください。
- 9 他の行政機関での廃棄物処理業許可取得状況一覧（許可証の写しの添付要）
- 様式を参照してください。
 - 他の地方公共団体の許可を受けている場合は、その許可証の写しを添付してください。
- 10 同意書（許可基準）
- 様式を参照してください。

1 1 許可期間内の実績報告書（更新時）

- 許可後6か月ごと及び更新時に提出してください。
- 許可の更新時には、申請日の前日までの実績を記入して報告してください。

1 2 その他市長が必要とする書類

- 様式を参照してください。
- 許可事業者の市ホームページ等の公表について、記入してください。
- 申請書の「取扱廃棄物の種類」で扱うものと合うようにしてください。

（注1）収集運搬の許可の更新を申請する場合には、上記の書類及び図面のうちその内容に変更がない限り2、4及び5の添付を要しない。また3は、変更の有無にかかわらず提出は要しない。

（注2）運搬（積卸しに限る。）の場合には、上記の書類及び図面のうち、2から5までの添付は要しない。

Ⅲ 一般廃棄物処理業の許可後の措置

(1) 許可証の取扱い

一般廃棄物の許可を受けた者は、許可証の取扱いには十分注意してください。許可証は有効期間経過時等に市に返還していただきますので、他人に譲渡又は貸与することがないようにしてください。

許可証は、以下の事由が発生した場合、直ちに市に返還してください。

- 許可を取り消されたとき又は全部の停止の処分を受けたとき。
- その業を廃止したとき又は業務の全部を休止したとき。
- 新たに許可証の交付を受けたとき。

条例

(遵守義務)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法第7条第5項又は第10項（法第7条の2第2項の規定により準用する場合を含む。）で定める許可の基準に適合していること。
- (2) 前条第2項の許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 前条第2項の許可証をもって他人にその営業をさせないこと。

(2) 許可の取消し等

条例の規定により、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

条例

(事業の停止)

第20条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3各号のいずれかに該当するとき、又はこの条例に違反する行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(3) 事業の範囲の変更の許可

許可を受けた者が、当該許可に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ市長に一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書を届出して、当該変更についての許可を受けてください。

事業の範囲変更とは、「取り扱う一般廃棄物の種類、収集及び運搬方法、処分方法」の変更であり、変更を行う場合は、変更許可申請が必要です。

【事例】

- 取り扱う一般廃棄物の種類の変更(追加の場合は変更許可申請、減少の場合は変更届)
- 収集運搬許可業者が積替え保管場所を新設する場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

公布日：昭和52年3月26日

環計37号

[改定]

平成12年12月28日 生衛発第1904号

(各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて 厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和51年法律第68号)第1条等の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和52年政令第25号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和52年厚生省令第7号)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和52年総理府令、厚生省令第1号)の施行については、別途厚生省環第196号厚生事務次官通知及び環計第36号厚生省環境衛生局水道環境部長通知により指示されたところであるが、これを機会に従来の運用を変更することとした部分もあり、なお、下記事項に留意のうえ、運用に遺憾なきを期されたく通知する。

記

1 一般廃棄物処理業に関する事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の許可は、事業範囲を定めて与えるものであるが、事業の範囲とは、取り扱う一般廃棄物の種類(例えば、ごみ、し尿等)並びに収集、運搬及び処分(焼却、脱水等の中間処分の種類並びに埋立処分及び海洋投入処分の最終処分の種類ごとに区分すること。)の別ごとに定めるものであること。

- (2) 法第7条第8項の規定による事業範囲の変更の許可は、改正前の法第7条第1項の規定により許可を受けた者にも適用されるものであること。
- (3) 法第7条第2項第4号の規定の円滑な運用を行うため、各地方公共団体において許可台帳を備え、処理業者等に関する情報の相互交換に努めること。
- (4) 法第7条第6項の規定による帳簿の記載は1日を単位とし、その日に行った処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第2条の3に規定する事項をまとめて記載すること。

2～7 略

(4) 事業の範囲の変更の許可申請に必要な添付書類

添付書類については、変更理由に関係する書類が必要です。【詳しくは、環境課（衛生センター）にお問い合わせください】

法

(変更の許可等)

- 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
 - 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの前条第5項第4号りに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(5) 変更届

許可取得後、申請事項に変更が生じた場合には、「一般廃棄物処理業許可申請事項変更届」により必要書類（住民票等変更に係る書類）を添えて、届出してください。なお、事業の範囲を変更する場合は、変更許可の手続が必要となります。**【様式は別にありますので環境課（衛生センター）にお問い合わせください】**

【 変更届が必要な主な場合(例) 】

- 氏名又は名称を変更した場合
- 車両を変更・追加・廃止等した場合
- 車両の駐車場所を変更した場合
- 事業所・事業場の所在地を変更した場合
- 役員・使用人の新任・退任・変更があった場合
- 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更した場合

※ 変更届は、変更があった日から10日以内に届出てください。

法

(変更の許可等)

第7条の2 略

2 略

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 略

5 略

省令

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第2条の6 法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
 - (2) 次に掲げる者
 - イ 法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人
 - ロ 役員及び政令で定める使用人
 - ハ 法第7条第5項第4号ルに規定する政令で定める使用人
 - (3) 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
 - (4) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- 2 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

(6) 廃止届等

その事業の全部又は一部を廃止又は休止したときは、「一般廃棄物処理業 廃止・休止届」により廃止日又は休止日から10日以内に届出してください。

【様式は別にありますので環境課(衛生センター)にお問い合わせください】

(7) 許可証の再交付申請

許可証を交付された者が、許可証を紛失、毀損又は汚損したときは、直ちに許可証再交付申請書を市長に届出し、許可証の再交付を受けてください。

【様式は別にありますので環境課(衛生センター)にお問い合わせください】

再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、紛失していた許可証を直ちに返還してください。

なお、紛失以外の場合は、再交付申請に許可証の添付が必要となります。

(8) 帳簿の記載及び保管

法第7条第15項及び第16項並びに省令第2条の5の規定により、帳簿の記載及び保管する必要がありますので、整備してください。

法

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～14 略

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

省令

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第2条の5 法第7条第15項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	処分	備考
1 収集又は運搬年月日	1 受入れ又は処分年月日	収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること
2 収集区域又は受入先	2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	
3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	4 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 法第7条第16項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

(9) 実績報告書の提出

実績報告を一般廃棄物収集運搬業の実績報告書により一般廃棄物の種類ごとに処理状況を記載し、許可の有効期間の開始の日から6箇月、12箇月、18箇月及び24箇月を経過する日の属する月の翌月の末日までに市長に提出してください。なお、処理実績がない場合でもその旨を記載し、提出してください。

規則

(一般廃棄物処理業の実績報告)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その許可に係る収集、運搬又は処分に関する実績を、それぞれ別に定める実績報告書により6箇月ごとに市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書による報告は、許可の有効期間の開始の日から6箇月、12箇月、18箇月及び24箇月を経過する日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(10) 欠格要件に係る届出

法第7条第5項第4号イからルまでに規定する欠格要件(「誓約書」記載)のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書(任意様式)を届出してください。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 許可の年月日及び許可番号
- 当該欠格要件のうち該当するに至ったもの及び該当するに至った具体的事由
- 当該欠格要件に該当するに至った年月

IV 一般廃棄物収集運搬業を行う上での基準等

(1) 一般廃棄物の収集運搬の基準

★ 政令第3条第1号イ、ロ、ハ、ホ及びル並びに省令第1条の3の3

- ① 一般廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 石綿をその重量の0.1%を超えて含有する工作物の新築、改築又は除去によって生じた一般廃棄物（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- ⑥ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

(2) 一般廃棄物の積替えの基準

★ 政令第3条第1号へ、ト及びチ並びに省令第1条の4

- ① 周囲に囲いが設けられ、かつ積替えの場所であることの表示がされていること。
- ② 積替えの場所から一般廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- ③ 積替えの場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑤ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ⑥ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ⑦ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(3) 一般廃棄物の保管の基準

★ 政令第3条第1号リ及びヌ並びに省令第1条の5及び第1条の6

- ① 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に積替えのための保管の場所であることを表示した掲示板が設けられていること。
 - 掲示板は縦及び横60cm以上であり、以下の事項を表示したものであること。
 - ・ 保管する一般廃棄物の種類
 - ・ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては保管の高さ
- ③ 一般廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- ④ 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが次に示す高さを超えないようにすること。
 - 廃棄物が囲いに接しない場合…囲いの下端から勾配50%以下
 - 廃棄物が囲いに接する場合…囲いの内側2mまでは、囲い高さより50cm以下、内側2mからは、勾配50%以下
- ⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、ハエ等の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(4) 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物処理手数料には、法により次の基準が設けられていますので、処理する場合には条例に規定している金額の範囲内での処理をお願いします。

法

(一般廃棄物処理業)

第7条 略

2～11 略

12 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13～16 略

条例

(一般廃棄物処理手数料)

第23条 略

2 略

3 略

4 一般廃棄物収集運搬業者が行う大型ごみの収集若しくは運搬又は一般廃棄物処分業者が行う大型ごみの処分に係る料金の上限は、基本料金、重量料金及び城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（平成14年城南衛生管理組合条例第9号）別表2に規定する処分手数料の額の合計額とする。

5 前項に規定する基本料金の額は2,000円とし、重量料金の額は20キログラムまでごとに1,000円とする。

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に掲げるところによる。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料 別表第1

(2) 自己搬入廃棄物取扱規則の定めるところにより搬入されるごみの処分手数料 別表第2

別表第2(第14条関係)

種別	取扱区分	手数料
1類 土砂等	土地又は建物の占有者が土砂等（営業に伴う事業系の物は除く。）の処分を臨時に委託するとき	100キログラムごとに 1,200円
2類 1類に該当しない可燃性又は不燃性の一般廃棄物	土地又は建物の占有者が生活に伴う一般廃棄物又は事業活動に伴う一般廃棄物の処分を臨時に又は継続して委託するとき	100キログラムごとに 1,500円
3類 処理困難物	土地又は建物の占有者が生活に伴う一般廃棄物又は事業活動に伴う一般廃棄物の処分を臨時に委託する場合において当該一般廃棄物の量若しくは形態又は性状によって、組合処理施設による通常の処理の方法では適正処理が困難であると判断されるとき	100キログラムごとに 2,250円